

(介 4)

平成 28 年 4 月 6 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

鈴木 邦彦

「第三者行為求償の取組強化に向けた要介護認定に係る主治医意見書への記載等について（協力依頼）」の送付について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、厚生労働省は、交通事故等の第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務の取り組み強化のため、今般介護保険法施行規則を改正し、平成28年4月1日より第三者行為による介護給付を受ける場合、第一号被保険者は保険者への届出が義務となりました。

これを受け、被保険者の届出に加え、第三者行為求償の対象となる事案の一層の把握のため、主治医意見書の特記事項に事故の場合にその旨を記載してほしいとの協力要請があり、本会といたしましては、主治医意見書への記載はあくまで協力を求められているものであり義務ではないことを確認して、本件を了承することといたしました。貴会におかれましてもご了解いただきますとともに、傘下の郡市区医師会及び会員宛てにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本件に関して「要介護認定における「主治医意見書記入の手引き」について」が見直されますが、併せて、これまで主治医意見書における「介護サービス計画作成等」の想定する範囲について、平成27年4月24日付（介12）「主治医意見書における医師同意欄の取扱い等について」の文書でご送付した厚生労働省からの事務連絡で示されていた件についても、「主治医意見書記入の手引き」に記載されることとなりました。貴会傘下の地域医師会及び会員にご周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- ・「第三者行為求償の取組強化に向けた要介護認定に係る主治医意見書への記載等について（協力依頼）」（平成28年3月31日 老老発0331第2号 老介発0331第1号 厚生労働省老健局老人保健課長・介護保険計画課長通知）

以上



老老発 0331 第 2 号

老介発 0331 第 1 号

平成 28 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 様

厚生労働省老健局老人保健課



厚生労働省老健局介護保険計画課長



第三者行為求償の取組強化に向けた要介護認定に係る
主治医意見書への記載等について（協力依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

交通事故等の第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務の取組強化のため、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正により、平成 28 年 4 月 1 日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第 1 号被保険者は保険者への届出が義務となりました。

また、介護保険事業の健全な運営を確保できるよう、第三者行為求償の対象となる事案を一層把握するために、被保険者の届出に加え、主治医意見書の特記事項に、事故の場合はその旨の記載をお願いすることとしました。これを受け、別紙のとおり「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について（平成 28 年 3 月 31 日老老発 0331 第 1 号）の改正について各都道府県・政令指定都市介護保険主管部（局）長宛に通知したところです。これは、主治医意見書を端緒として保険者が被保険者に対し適切な届出を促す観点から、実施するものであり、主治医意見書への記載は、あくまでも主治医に対する御協力をお願いさせていただくものです。

加えて、今般の改正にあわせ、主治医意見書における「介護サービス計画作成等」の想定する範囲について、従来より「主治医意見書における医師同意欄の取扱いについて」（平成 27 年 4 月 22 日事務連絡）においてお示ししている内容も、「主治医意見書記入の手引き」に記載しました。

本件につきましては、何卒、貴団体のご高配を賜りますとともに、趣旨につきまして、会員各位に対して周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

老老発 0 3 3 1 第 1 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

各 都道府県 介護保険主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

要介護認定に係る認定調査等の実施については「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成 21 年 9 月 30 日老老発第 093002 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）に基づき実施しているところであるが、第三者行為求償事務の取組強化に伴い見直すとともに、主治医意見書における「介護サービス計画作成等」の想定する範囲の内容についても記載するため、別添の通り見直しを行い、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図られたい。

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」
の一部改正についての新旧対照表

別添

(傍線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(別添1) (略) (別添2) 主治医意見書記入の手引き I～II (略) III 記入マニュアル 0. 基本情報 「申請者の氏名」等 申請者の氏名を記入し、ふりがなを併記してください。 性別については、該当する□にレ印をつけてください。 生年月日及び年齢(満年齢)については、該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。 住所及び連絡先については、居住地(自宅)の住所及び電話番号も記入してください。施設に入院・入所している場合は、当該施設の施設名、住所及び電話番号を記入してください。 主治医として主治医意見書が介護サービス計画作成の際に利用されることについて同意する場合は「□同意する」に、同意しない場合には「□同意しない」にレ印をつけてください。 同意する場合には、介護サービス計画の内容についての検討を行うサービス担当者会議に本主治医意見書が提示されます。 なお、申請者本人の同意を得た上で主治医意見書をサービス担当者会議の参加者に示すことについては、主治医に「守秘義務」に関する問題が	(別添1) (略) (別添2) 主治医意見書記入の手引き I～II (略) III 記入マニュアル 0. 基本情報 「申請者の氏名」等 申請者の氏名を記入し、ふりがなを併記してください。 性別については、該当する□にレ印をつけてください。 生年月日及び年齢(満年齢)については、該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。 住所及び連絡先については、居住地(自宅)の住所及び電話番号も記入してください。施設に入院・入所している場合は、当該施設の施設名、住所及び電話番号を記入してください。 主治医として主治医意見書が介護サービス計画作成の際に利用されることについて同意する場合は「□同意する」に、同意しない場合には「□同意しない」にレ印をつけてください。 <u>主治医意見書における「介護サービス計画作成等」の想定する範囲は、介護保険事業の適切な運営のために必要な範囲であって、介護サービス計画作成に加えて、例えば、</u> ・総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成 ・地域ケア会議における個別事例の検討 ・指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定 ・認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定 <u>に関する利用を考慮しており、その範囲内において取り扱っていただきますようお願いいたします。</u> 同意する場合には、介護サービス計画の内容についての検討を行うサービス担当者会議に本主治医意見書が提示されます。 なお、申請者本人の同意を得た上で主治医意見書をサービス担当者会議の参加者に示すことについては、主治医に「守秘義務」に関する問題が生

生じることはないことを申し添えます。

「医師氏名」等

主治医意見書を記入する主治医の所属する医療機関の所在地及び名称、電話番号、主治医の氏名を記入してください。

なお、医師氏名の欄には、押印の必要はありません。また、医療機関の所在地及び名称等は、ゴム印等を用いても構いません。

ただし、医師本人の記入であることを確認する必要があることから、医師氏名のみは医師本人による自署をお願いします。氏名にもゴム印等を用いる場合は、押印してください。

(1)～(3) (略)

1～4 (略)

5. 特記すべき事項

申請者の主治医として、要介護認定の審査判定上及び介護保険によるサービスを受ける上で、重要と考えられる事項があれば、要点を記入してください。特に、他の項目で記入しきれなかったことや選択式では表現できないことを簡潔に記入してください。口腔内の状況から口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、要点を記載してください。

また、専門医に意見を求めた場合にはその結果、内容を簡潔に記入してください。情報提供書や身体障害者申請診断書等の写しを添付していただいても構いません。なお、その場合は情報提供者の了解をとるようにしてください。

なお、平成21年度の要介護認定の見直しでは、調査員ごとのバラツキを減らすとともに、介護の不足等も適切に把握できるよう、認定調査の選択肢について、調査員の方に、できるだけ見たままを選んでいただき、介護認定審査会において、認定調査票の特記事項や主治医意見書の内容から、申請者に必要な介護の手間について総合的に把握し、判定することとしました。したがって、申請者にかかる介護の手間をより正確に反映するために、主治医意見書の重要性が増しており、主治医意見書の「5. 特記すべき事項」に、申請者の状態やそのケアに係る手間、頻度等の具体的内容についても記載してください。

(別添3) (略)

生じることはないことを申し添えます。

「医師氏名」等

主治医意見書を記入する主治医の所属する医療機関の所在地及び名称、電話番号、主治医の氏名を記入してください。

なお、医師氏名の欄には、押印の必要はありません。また、医療機関の所在地及び名称等は、ゴム印等を用いても構いません。

ただし、医師本人の記入であることを確認する必要があることから、医師氏名のみは医師本人による自署をお願いします。氏名にもゴム印等を用いる場合は、押印してください。

(1)～(3) (略)

1～4 (略)

5. 特記すべき事項

申請者の主治医として、要介護認定の審査判定上及び介護保険によるサービスを受ける上で、重要と考えられる事項があれば、要点を記入してください。特に、他の項目で記入しきれなかったことや選択式では表現できないことを簡潔に記入してください。口腔内の状況から口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、要点を記載してください。

また、専門医に意見を求めた場合にはその結果、内容を簡潔に記入してください。情報提供書や身体障害者申請診断書等の写しを添付していただいても構いません。なお、その場合は情報提供者の了解をとるようにしてください。

なお、平成21年度の要介護認定の見直しでは、調査員ごとのバラツキを減らすとともに、介護の不足等も適切に把握できるよう、認定調査の選択肢について、調査員の方に、できるだけ見たままを選んでいただき、介護認定審査会において、認定調査票の特記事項や主治医意見書の内容から、申請者に必要な介護の手間について総合的に把握し、判定することとしました。したがって、申請者にかかる介護の手間をより正確に反映するために、主治医意見書の重要性が増しており、主治医意見書の「5. 特記すべき事項」に、申請者の状態やそのケアに係る手間、頻度等の具体的内容についても記載してください。

その他、交通事故等の第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務の取組強化のため、平成28年4月1日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第1号被保険者は保険者への届出が必要となりました。

主治医意見書を端緒として保険者が被保険者に対し適切な届出を促す観点から、第1号被保険者について、負傷等の原因として第三者行為が疑われる場合は、主治医意見書の「5. 特記すべき事項」に「第三者行為」といった旨の記載をお願いします。

(別添3) (略)